

勸奨退職者の計算においてご注意  
 願いたいことは、勤続二十五年以上  
 で退職日の年齢が定年年齢から十年  
 を減じた年齢以上の者（定年年齢が  
 六十歳の場合は五十歳以上の者とな  
 ります。）については、原則として、  
 定年年齢との年齢差、一年につき二％  
 の加算措置（定年前早期退職者制度  
 といいます。）があることです。  
 計算例でご説明すると、**新条例等  
 退職手当額**の基本額の計算では、給  
 料月額に一・〇四倍していますが、こ  
 れは、退職日の年齢が五十八歳で  
 すから四％の加算をしているのです。

勸奨退職者Eさんの退職手当計算例  
 ○退職日 H20. 3. 31   ○勤続期間 37年   ○定年年齢 60歳  
 ○退職日給料月額 461, 800円   ○退職時の年齢 58歳  
 ○平成18年3月31日の給料月額 492, 200円  
 【新条例等退職手当額】  
 退職手当の基本額  
 $461, 800円 \times (1 + 0.02 \times 2) \times 59.28 = 28, 470, 524円 \cdots A$   
 退職手当の調整額  
 第3区分 調整月額41, 700円が36月  
 第2区分 調整月額45, 850円が24月  
 $(41, 700 \times 36月) + (45, 850 \times 24月) = 2, 601, 600円 \cdots B$   
 $(A + B) = 31, 072, 124円 \cdots ①$   
 【給与条例切替日前日額】  
 $492, 200円 \times (1 + 0.02 \times 4) \times 59.28 = 31, 511, 825円 \cdots ②$   
 ①より②が多いので②の額を支給  
 退職手当額 31, 511, 825円

同様に**給与条例切替日前日額**の計算  
 においても加算をしていますが、加  
 算割合は八％です。これは、平成十  
 八年三月三十一日に退職したものと  
 した場合、同日におけるEさんの年  
 齢が五十六歳であり、定年年齢との  
 年齢差が四年あるので、二％の四倍  
 である八％を加算しているわけです。  
 いずれの例でも給与条例切替日前  
 日額が多いため、②の額を支給する  
 ことになりましたが、それでは**新条例  
 等退職手当額（①の額）**が多い場合  
 はどうなるのでしょうか。  
 ◎**新条例等退職手当額を支給する場  
 合の経過措置**  
 新条例等退職手当額が支給される  
 職員（新制度適用職員といいます。）  
 には、また別の経過措置が設けられ  
 ています。  
 新条例等退職手当額が支給される  
 場合の経過措置は、手当の一部を減  
 額することにより、従来の支給水準  
 を維持しようとするものです。  
 この経過措置が適用されるのは、  
 平成十八年六月一日から平成二十一  
 年五月三十一日の間に退職された新  
 制度適用職員に限られます。  
 ただし、全ての場合に減額される  
 わけではありません。新条例等退職  
 手当額と**旧条例等退職手当額**を比較

| 用 語              | 退職事由           | 給料月額               | 勤続期間              | 年 齢              | 適用制度 |
|------------------|----------------|--------------------|-------------------|------------------|------|
| ①<br>新条例等退職手当額   | 実際の退職日における退職事由 | 実際の退職日における給料月額     | 実際の退職日までの勤続期間     | 実際の退職日における年齢     | 新制度  |
| ②<br>新給与制度切替日前日額 | 同 上            | H18. 3. 31における給料月額 | H18. 3. 31までの勤続期間 | H18. 3. 31における年齢 | 旧制度  |
| ③<br>旧条例等退職手当額   | 同 上            | 同 上                | 実際の退職日までの勤続期間     | 実際の退職日における年齢     | 同 上  |

経過措置により控除される額

| 勤続年数  | 対象期間                 | 控除する額<br>(AかBの少ない方)    | 上限額   |
|-------|----------------------|------------------------|-------|
| 25年以上 | H18. 6. 1～H21. 5. 31 | A 調整額の5％<br>B ①の額－③の額  | 10万円  |
| 25年未満 | H18. 6. 1～H19. 5. 31 | A 調整額の70％<br>B ①の額－③の額 | 100万円 |
|       |                      | A 調整額の30％<br>B ①の額－③の額 |       |
|       | H19. 6. 1～H21. 5. 31 | A 調整額の30％<br>B ①の額－③の額 | 50万円  |
|       |                      | A 調整額の30％<br>B ①の額－③の額 |       |

定年退職者Fさんの退職手当計算例  
 ○退職日 H19. 3. 31   ○勤続期間 35年  
 ○退職日給料月額 426, 300円  
 ○平成18年3月31日の給料月額 458, 400円  
 【新条例等退職手当額】  
 （基本額）  $426, 300円 \times 59.28 = 25, 271, 064円 \cdots$  イ  
 （調整額） 第2区分 60月  $45, 850 \times 60月 = 2, 751, 000円$  ロ  
 （イ＋ロ）  $= 28, 022, 064円 \cdots ①$   
 【給与条例切替日前日額】  
 $458, 400円 \times 57.72 = 26, 458, 848円 \cdots ②$   
 ②より①が多いので  
 【旧条例等退職手当額】  
 $458, 400円 \times 59.28 = 27, 173, 952円 \cdots ③$   
 ③より①が多いので**A Bいずれか少ない額を①から控除**  
 A  $2, 751, 000円 \times 0.05 = 137, 550円$   
 B  $28, 022, 064円 - 27, 173, 952円 = 848, 112円$   
**BよりAが少ないが上限額を超えているため100, 000円を控除**  
 $28, 022, 064円 - 100, 000円 = 27, 922, 064円$   
 退職手当額 27, 922, 064円

して、新条例等退職手当額が多い場  
 合に限られます。  
**旧条例等退職手当額**とは、簡単に  
 いえば、退職した日まで制度改正が  
 行われず、従来の制度が維持された  
 と仮定して計算（ただし、給料月額  
 は平成十八年三月三十一日現在の給  
 料月額で計算します。）した額のこと  
 です。  
 いろいろな  
 言葉が出てき  
 ましたので、  
 一旦、整理し  
 ておきましょ  
 う。  
 ①の額が②の額よりも多い場合に  
 減額することとなりますが、退職日  
 及び勤続年数により控除される額が  
 異なります。  
 これを表で表すと、次のとおりと  
 なります。  
 新たな退職手当制度の概要を四回  
 にわたりご説明してきましたが、最  
 後に新条例等退職手当額を支給する  
 場合適用される経過措置の計算例を  
 掲げて終了とさせていただきます。